

令和 5 年 8 月 21 日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和5年8月21日（月曜日）

出席議員（11名）

2番	平 吹 俊 雄 君	3番	吉 田 二 郎 君
4番	山 岸 三 男 君	5番	柳 田 政 喜 君
6番	伊 藤 牧 世 君	7番	藤 田 洋 一 君
8番	櫻 井 功 紀 君	9番	鈴 木 恵 悦 君
10番	前 原 吉 宏 君	11番	佐 野 善 弘 君
12番	村 松 秀 雄 君		

欠席議員（2名）

1番	赤 坂 芳 則 君	13番	鈴 木 宏 通 君
----	-----------	-----	-----------

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	相 澤 清 一 君
副 町	長	須 田 政 好 君
総 務 課	長	佐 野 仁 君

水道事業所

水 道 事 業 所 長	花 山 智 明 君
水 道 事 業 所 総 務 係 長	木 村 敏 君

徴収対策課

徴 収 対 策 課 長	遠 藤 孝 光 君
徴 収 対 策 課 課 長 補 佐	三 浦 徳 夫 君

町立南郷病院

事 務	長	日 野 剛 君
主 幹		高 橋 明 子 君

健康福祉課

健 康 福 祉 課 長	渡 辺 克 也 君
健 康 福 祉 課 課 長 補 佐	日 野 と も 子 君
健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事	菅 山 優 太 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	齊 藤 美 穂 君

議事日程

令和５年８月２１日（月曜日） 午前９時２８分 開会

第１ 開 会

第２ 議長挨拶

第３ 説明及び意見を求める事項

- １）権利の放棄について
- ２）病院２階病室に設置している網戸の落下に伴う車両の破損について
- ３）大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約（案）について
- ４）予防接種健康被害の認定について

第４ その他

第５ 閉 会

午前9時28分 開会

○副議長（村松秀雄君） ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は4件です。

本日の全員協議会、2名欠席でございます。ただいまから会議を始めます。

なお、傍聴、録音の申出がありますので、これを許可しております。

なお、説明及び意見を求める事項の1、権利の放棄については、個人情報に関係もありますので非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、1番目の権利の放棄については非公開とします。

なお、本日ここで配付される個人の資料については、案件が終わり次第回収をさせていただきます。また、特に個人名及び個人が特定されるような発言は行わないようにお願いいたします。

なお、メモ等される方もあるかと思いますが、頭の中で書いていただいて口外なさないようにということで申し添えておきます。

それではまず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうもおはようございます。

議員の皆様と久しぶりの対面だと思っております。

連日大変暑い日が続いております。皆様方にもぜひ体調管理は十分に注意なされるよう、お願いをしたいと思います。今、毎日暑い日が続いておりますけれども、先ほど鳴子ダムの所長、櫻井所長に電話をいたしました。

関東で水不足あるんですけれども、こちらのほうはどうですかと言いましたら、8月18日の夜、相当数の雨が降ったそうです。集中豪雨があったそうです。それで全体の73%まで回復したので、十分これから稲の水も水稻もあまり使わなくなりますので、それには心配することはないということで一安心したところでございます。そういう意味で皆様に御承知をいただきたいと思っております。

また、連日いろいろと土曜日曜、駅フェス、また花火大会には大変議員の皆様も率先して御参加、また先頭に立っていただきまして感謝を申し上げます。

それでは本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、議会全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は権利の放棄について、2点目は病院2階病室に設置している網戸の落下に伴う車両の破損について、3点目は大崎地域の医療

提供体制の確保に係る連携協約（案）について、４点目は予防接種健康被害の認定についてであります。

初めに、１点目の権利の放棄について御説明申し上げます。

美里町水道料金の未収金のうち１件について、美里町債権管理条例第21条第１項の規定により、債権を放棄することとし、地方自治法第180条第１項の規定により、専決処分をいたしました。本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど水道事業所長から御説明申し上げます。

次に、２点目の病院２階病室に設置している網戸の落下に伴う車両の破損について、御説明申し上げます。

令和５年６月30日午前９時25分頃、町内木間塚字原田５番地、美里町立南郷病院地内で病院２階212号室に設置している網戸が落下した際に、病院北側駐車場に駐車していた自家用車後方部分を損傷したものであります。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど南郷病院事務長から御説明申し上げます。

次に、３点目の大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約（案）について御説明申し上げます。

持続可能な医療提供体制の実現に向けた実効性を確保するため、大崎定住自立圏構成市町間で新たに連携協約を締結したいことから、本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、４点目の予防接種健康被害の認定について御説明申し上げます。

町民から申請を受け付けていた新型コロナウイルスワクチン接種に係る予防接種健康被害について、厚生労働大臣から認定の通知がありました。本日はその内容について御説明申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。なお、農林業系汚染廃棄物の焼却処理につきましては、資料を配付させていただいておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

議員の皆様には御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（村松秀雄君） それでは、早速説明及び意見を求める事項に入ります。権利の放棄について入ります。

先ほど確認したとおり、本件については非公開で行います。

配付資料は、案件が終わり次第回収させていただきます。個人名及び個人が特定されるような発言は行わないようお願いをいたします。どうしてもという場合にはどうぞ休憩を申し出てください。

それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは1点目、権利の放棄について、担当課の職員を紹介させていただきます。

水道事業所所長、花山智明でございます。

○水道事業所所長（花山智明君） 花山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 同じく水道事業所総務係長、木村 敏でございます。

○水道事業所総務係長（木村 敏君） 木村です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長、遠藤孝光でございます。

○徴収対策課長（遠藤孝光君） 遠藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 徴収対策課課長補佐、三浦徳夫でございます。

○徴収対策課長補佐（三浦徳夫君） 三浦です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは資料のほう配付させていただきますので、少々お待ちください。

○副議長（村松秀雄君） それでは、説明をお願いいたします。水道事業所所長。

○水道事業所所長（花山智明君） おはようございます。

それでは、権利の放棄について御説明申し上げます。説明資料は、今お渡ししました物につきましては、会議終了後回収させていただきたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。それでは資料を御覧ください。

今回、債権放棄する水道料金につきましては、債務者は1名、債権額は令和元年7月分の1件、4,260円になります。

債務者は、秋田市で主に土木工事を中心に手がける会社で、平成30年7月から令和元年10月まで給水契約を結んでいたものでございます。

債務者は、令和4年9月14日に秋田地方裁判所に破産の申立てを行い、同年10月4日より破産手続が開始され、令和5年4月12日に費用不足により破産手続廃止の決定が確定されたものであります。

このことにより免責許可が決定されたものとなり、債権の回収が見込めなくなったため美里

町債権管理条例第21条第1項及び地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により債権の権利を放棄したものであります。

説明は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かございませんでしょうか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。

債権の放棄に関わる部分は今の説明いただいて分かりましたけれども、それまでの経緯、この債権が発生してから放棄するまでの間、どのような対応されたのか説明をお願いします。

○副議長（村松秀雄君） 花山所長。

○水道事業所長（花山智明君） 支払いが滞ってから毎月催告のほうを行っております。それで徴収対策課のほうから最終通告ということで、令和3年8月6日に納付期限、令和3年8月20日までということで通知をしております。その後令和3年8月13日に当時令和元年6月から9月分の4か月分未納がございましたが、令和3年8月13日に6月分と8月分が納付され、8月19日に9月分が納付されております。7月分が抜けておりまして、令和3年8月23日にこちらの会社のほうから納付書の再発行の依頼がございまして再発行して郵送をしております。その後その7月分に関しましては、納付されずに破産の手続がされ今回のようになったというものでございます。

以上でございます。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 大変御苦労さまでございました。その際、所在地はここに表記されている住所でそこに郵送したという形でよろしいですか。

○副議長（村松秀雄君） 所長。

○水道事業所長（花山智明君） はい。こちらに書かれている秋田のほうの住所に送付しているところでございます。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） その際、直接会って話とかそういう形は取っていないということでよろしいですか。

○副議長（村松秀雄君） 所長。

○水道事業所長（花山智明君） 直接会って話はしてございません。

○副議長（村松秀雄君） 花山所長、再度。

○水道事業所長（花山智明君） すみません、先ほど私お答えしましたこちらの住所というのは、資料には平針のほうの住所しか書いていないかと思うんですけども、（「それ言っちゃ駄目」の声あり）秋田のほうに送付してございます。訂正させていただきます。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） だから秋田にあるということだったので、そっちのほうだったらなかなか直接会えないというの分かるんですよ。だからそのときにはこちらの表記してある町内の住所、こちらに関してはもういなかったということの確認でよろしいですか。

○副議長（村松秀雄君） 所長。

○水道事業所長（花山智明君） 議員おっしゃるとおりでございます。（不規則発言あり）

○副議長（村松秀雄君） ほかございせんか。（「なし」の声あり）

ないようですね。ないようですから次参ります。

2番目の（「回収して」の声あり）

まず債権明細書、これの回収をお願いいたします。（「説明員の交代になるので」の声あり）

では次、説明も交代になりますので、暫時休憩をいたします。

午前9時42分 休憩

午前9時44分 再開

○副議長（村松秀雄君） それでは準備ができたようなので、再開をいたします。

2つ目、病院2階病室に設置している網戸の落下に伴う車両の破損についてに入ります。

それでは総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） それでは2点目、病院2階病室に設置している網戸の落下に伴う車両の破損について御説明申し上げます。担当課の職員を紹介させていただきます。

町立南郷病院事務長、日野 剛でございます。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 町立南郷病院主幹、高橋明子でございます。

○町立南郷病院主幹（高橋明子君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは説明させていただきます。

○副議長（村松秀雄君） 日野事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうから病院2階病室に設置している網

戸の落下に伴う車両の破損につきまして、御説明申し上げます。

まずもってこのような事故ありましたこと大変申し訳なく思っておりますので、議員の皆様には御迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

令和5年6月30日金曜日午前9時25分頃、病棟看護師が病院2階212号室で入院患者への処置を準備していたところ、同室の網戸が外れ病院北側駐車場に落下するのを目撃しました。落下した網戸は、病院北側駐車場に駐車していました自家用車1台の後方部分に接触し、当該車両にへこみ及び擦り傷が生じました。この事故の報告を受け、直ちに病棟看護師で病室の網戸の全ての点検を行った結果、窓枠から外れるような状態ではありませんでしたが、落下防止の金具が2か所緩んでいるのを確認し、締め直しにより対応しました。

また、7月3日月曜日及び4日火曜日には業者による全網戸の点検を行ったところ、網戸設置数81か所に対し、15か所の不良個所の報告がありました。

内訳は網戸1枚につき落下防止金具を2か所設置しているのに対し、うち1か所の金具が変形して外れかけていたものが11か所、戸車が枠から外れていたものは4か所ございました。

点検結果の詳細につきましては、網戸点検結果報告書のとおりでございます。

なお、不良個所につきましては既に修繕済みでございます。今回の網戸の落下事故が起こった要因については、経年劣化による落下防止金具にゆがみが生じまして、窓清掃の際に網戸を移動する場合があるため、その際に戸車が外れそのままになっていたものと考えられます。

網戸点検結果報告書にある落下防止金具が変形した要因としまして、2階の窓枠に設置している患者転落防止のための安全ロックが内側の上下、外側の上下、計4か所ついております。これが網戸を開閉する際に網戸に設置している落下防止金具と僅かですが接触し合い、金具の経年劣化が進んだことで破損や変形に至ったと思われます。戸車が枠から外れた要因も同様に金具の破損、変形が生じていたにもかかわらず開閉をしたことで戸車が外れ、そのままの状態になってしまったものと思われます。何より病院建物本体が建築から28年経過しておりますので今まで以上に窓枠のゆがみ、落下防止金具のねじの緩みなど、施設の安全点検に注力する必要がありますがございました。大変申し訳ございませんでした。

現在は病棟看護師が毎日目視による点検を行うよう指示をしております。また、事務局職員が定期的に点検簿による点検を行うこととし、特に強風や窓清掃後の点検は必ず行うようにしていきます。職員全員で事故の再発防止に努めてまいりたいと思います。

なお、今回の損害につきましては、加入する医師賠償責任保険が適用となり全額補填されることになっております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いします。

○副議長（村松秀雄君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かございませんでしょうか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 2点お伺いいたします。今後の対応のほうで、網戸の2階部分については病棟看護師が目視による日常点検を行うというふうにされていまして。これまでの日常点検はどのようにされていたのかをお伺いします。1つずつ。

○副議長（村松秀雄君） 1つずつ。事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 網戸の点検につきましては、特段点検はしておりませんでした。

○副議長（村松秀雄君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ではこの事案に関連して、これからいろいろな御対応していくとお話もありました。今後日常点検の内容等に関して、この事案が起きたことからほかの部分も含めて検討するということとかはあるのかをお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） まずもって今回の点検の部分につきましては、今まで全然やっていなかったのが正直なところでございます。病室2階の部分については看護師が常に目視で常に見回るようにはしていきます。今もしていますけれども。

あと先ほども言いましたけれども、窓清掃とかのとき業者さん結構動かしたりするので、その際は必ず事務局で点検簿をつくりまして、上部の金具、下部、戸車の状況、網戸の破れ、その他気づき等、点検簿でチェックして81か所全部を点検するようにする予定にしております。それ以外の部分につきましては、基本的には法定点検もありますので、法定点検は業者をお願いしてやる点検でございますので、そちらのほうは確実に対応はしています。網戸については一応法定点検の対象外だったので、また別途うちのほうで単独でやりたいと思っています。

○副議長（村松秀雄君） そのほかございませんか。柳田議員。

○5番（柳田政喜君） 御苦労さまでございます。まず最初に確認したいのが保険適用ということですが、大体被害に遭われた方の修理費幾らぐらいかかったのかと、あと北側ということなので、言い方悪いかもしれませんが、身内なのかそれとも誰か患者さんか誰かの車なのか、その辺ちょっと教えてください。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 金額につきましては3万5,200円でございます。北側駐

車場は職員駐車場でございますので、職員の車になります。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○５番（柳田政喜君） 身内だから安心したというわけじゃないですけども、こういうことな
いようにお願いします。

それともう一点確認したいんですけども、最近の病院見ると網戸ついているところはあん
まりないような気がするんですけどもね。古い造りだから網戸があったのかなと、換気の問題、
今いろいろ医療者側でできるからそういうの必要ないところなんでしょうけれども、ちょ
っと隙間、軽く開けられて終わりとか、特に患者さんの安全、いろいろ思い悩んで網戸だった
ら壊してでも出ることできる可能性もありますので、そういう部分考えるとこの網戸を今後維
持していくのかもう少し病院自体を近代的に、網戸自体どうしても劣化しやすい物ですし落下
しやすい物、そういう部分については今回は考えなかったんでしょうか。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 柳田議員おっしゃるとおり網戸ついている病院はあまり
今ないとは私も思っております。ただしこれ建設当時からつけていた物でございまして、なぜ
必要かというところはちょっとあるんですけども、換気がやはり一番かなと、今うちのほう
の換気システムはそれこそ28年前の建物なもので、今の新しい病院のように換気システムがき
ちんと整っているわけではないんですけども、ある程度おむつ交換とかする際、においがや
はり籠もるケースが多いので、窓を開けざるを得ないような状況になっております。その際に
虫とかの対策で網戸はつけているのかなというふうに思っています。換気システムそのもの、
病院改築というかある程度修繕してつけるとなると相当な金が多分かかると思うので、今現状
ではそれをつけるということはまだ考えてはおりません。

○副議長（村松秀雄君） よろしいですか。ほかございませんか。鈴木議員。

○９番（鈴木恵悦君） 人的な事故でなかったということはよかったとは思うんですけども、
関連というような質問になると思うんですが、他の公共施設、教育施設あるいはコミュニティー
一等の施設については今回については今後の対応ということで定期点検を行っていくと、点検
簿も作成するという御説明いただきましたが、その他の公共施設についての対応がどうなのか
ちょっとお聞かせいただければと思います。

○副議長（村松秀雄君） それについては議題外になりますので、休憩してお話いただければあ
りがたいと思うんですが、総務課長、説明オーケー。（「休憩で」の声あり）

休憩です。

午前 9 時 5 5 分 休憩

午前 9 時 5 6 分 再開

○副議長（村松秀雄君） では再開をいたします。ほかありませんでしょうか。平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） 損害金なんですけれども、保険で 3 万 5,200 円なんですけど、これはあくまでも車の損傷だけなんですか。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 車 1 台の損傷だけでございます。

○副議長（村松秀雄君） 平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） それでその裏の網戸点検ということなんですけど、点検にかかった費用というのはどのくらいなんですか。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 点検費用につきましては、2 万 8,000 円でございます。

○副議長（村松秀雄君） 平吹議員。

○2 番（平吹俊雄君） この点検の結果、先ほどいろいろと対応していくということですが、やはりその辺、一度起きていますのでその点検簿も含めて、これから十分な管理をしていただきたいと思います。

○副議長（村松秀雄君） 事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 平吹議員おっしゃるとおりでございますので、今後は風の強い日だったりそういうときも含めて点検は事務局のほうでしていきたいと思っております。

○副議長（村松秀雄君） ほかございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

なければ次参りますね。

では 3 番目の大崎地域の医療提供体制の確保に係る……、ごめんなさい、すみません説明員が変わります。

休憩をいたします。

午前 9 時 5 8 分 休憩

午前 9 時 5 9 分 再開

○副議長（村松秀雄君） それでは再開をいたします。

3 番目、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約（案）についてに入ります。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐野 仁君） 3点目、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約（案）について御説明させていただきます。担当課の職員を紹介させていただきます。

健康福祉課課長、渡辺克也でございます。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 渡辺です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 課長補佐、日野とも子でございます。

○健康福祉課課長補佐（日野とも子君） 日野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 町立南郷病院事務長、日野 剛でございます。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 日野でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 町立南郷病院主幹、高橋明子でございます。

○町立南郷病院主幹（高橋明子君） 高橋です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは説明させていただきます。

○副議長（村松秀雄君） それでは説明をお願いいたします。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） それでは、大崎地域の医療提供体制の確保に係る連携協約（案）について御説明を申し上げます。

事前にお配りしておりました資料のほう御覧いただきたいと思います。

初めに概要でございます。

全国的な人口減少、少子高齢化が続く中、令和4年3月29日付で総務省から持続可能な地域医療提供体制を確保するための「公立病院経営強化ガイドライン」が示され、地方公共団体に対して公立病院経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に取り組むよう要請がなされたところでございます。

また、近年、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の新規発生や線状降水帯発生に伴うゲリラ豪雨等、大雨による大規模災害などの緊急事態が多く発生しておりますことから、医療機関では今まで以上に機動的かつ柔軟に対応できるような体制の整備が求められている現状でございます。このような現状に鑑み、大崎地域の1市4町におきましては、医療に関わる人材、設備、財源などの限られた医療資源を地域全体で最大限効率的に活用できますよう相互の役割分担・連携強化を行い、大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向けて、協約を締結することとしたところでございます。

続きまして経過でございます。

総務省が示しましたガイドラインにおきまして公立病院経営強化プランを策定すること、ま

たそのプランの内容の一つといたしまして、「役割・機能の最適化と連携の強化」が盛り込まれておりますことから、大崎地域の1市4町におきまして、令和4年7月28日、公立病院経営強化プランの策定に係る大崎圏域首長及び公立病院長会議を開催いたしまして、「大崎地域公立病院経営強化プラン策定調整協議会」を設置することを決定してございます。

その後、令和4年9月27日、大崎圏域の首長及び公立病院長によります第1回の大崎地域公立病院経営強化プラン策定調整会議を開催し、大崎地域の医療提供体制、経営強化プラン策定に向けた検討体制及び詳細スケジュールを決定してございます。また、協議会の下に自治体検討部会及び病院検討部会の2つの部会を設置いたしまして協議を進めていくことについても決定してございます。

令和4年度におきましては、調整協議会を2回、自治体検討部会及び病院検討部会合同会議を3回、病院検討部会、単独の開催でございますが、一度開催してございます。

令和5年度におきましては、令和5年6月23日に自治体検討部会及び病院検討部会合同会議を開催いたしまして、経営強化プランの周知等について協議をしております。

次に、資料1の大崎地域における持続可能な医療提供体制の実現に向けて（概要版）こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

これは大崎地域の1市4町において連携協約を締結するに当たりまして、今後の大崎地域におけます医療提供体制の目指す姿のその実現に向けた方向性を示したものでございます。

背景につきましては先ほど御説明いたしましたとおり、大崎地域の1市4町において医療提供体制の確保に関する施策の推進において、相互に役割を分担し連携することにより大崎地域における持続的な発展を図ることとしたところでございます。

次の地域の概要でございます。

大崎地域におきましては、生活や経済面におきまして、現在一部事務組合を設置し、消防、救急、ごみ処理の事務を共同で処理するなど連携と協力により広域行政を行ってきたほか、通勤通学等住民の生活に密着したいろいろな面での結びつきが極めて強い地域となっております。医療提供体制といたしましては、大崎地域に21の病院と186の医療・歯科診療所、令和4年10月1日現在でございます。郡市医師会、大崎歯科医師会、民間の医療機関と連携をしながら平日夜間、休日昼間、休日夜間の診療につきまして、当番医体制や大崎市夜間急患センター、大崎口腔保健センターでの休日歯科診療等を実施している現状にございます。

地域医療計画の概要でございます。

宮城県が策定いたしました第7次宮城県地域医療計画におきましては、医療圏ごとに各医療

機能の将来の必要量を含め、その地域にふさわしいバランスの取れた医療機能の分化と連携を適切に推進することとされておりますことから、大崎地域の持続的な医療提供体制の検討に当たりましては、宮城県の方針と整合性を図ることといたしてございます。

次に、公立病院の概要でございます。

大崎市民病院につきましては救命救急センター、地域がん診療連携拠点病院、災害拠点病院、地域医療支援病院等の指定を受けまして、県北地域の基幹病院として高度急性期及び急性期医療に特化した役割を担っているところでございます。大崎市民病院におけます鳴子温泉、岩出山、鹿島台の各分院につきましては全ての一般病床を地域包括ケア病床といたしまして、医療圏における回復期・慢性期医療を中心とした地域のかかりつけ医機能を担ってございます。

公立加美病院につきましては、一定程度の急性期医療を継続しつつ地域医療構想を踏まえ、回復期・慢性期医療を担うとともに地域包括ケアシステムの構築に当たってもその役割を果たしている現状にございます。

涌谷町国民健康保険病院は、同町が掲げます地域包括医療・ケア体制の核といたしまして、保健・医療・福祉・介護を有機的に機能させるとともに、病床機能及び機能の適正化を図りながら、回復期・慢性期医療を担っている現状にございます。

町立南郷病院におきましては、地域医療構想を踏まえまして、回復期・慢性期医療を担うとともに、住民が安心できる医療を提供するためにほかの医療機関と連携を行う町の拠点病院として位置づけておるところでございます。特に、南郷地域におきましては、唯一の医療機関でありますことから、初期治療から慢性期までの診療を行う体制を構築してございます。南郷病院が果たすべき役割といたしまして、生活習慣病の予防及び治療、在宅医療充実のための医療提供、身近にあって何でも相談に乗ってくれる医療としてのプライマリケア、可能な限りの2次救急、みとりとしてのターミナルケア、要介護者の支援等としている状況でございます。

次に、大崎栗原医療圏における医療需要の将来推計について御説明申し上げます。

まず人口構造の見通しでございます。大崎・栗原地域の人口につきましては、2015年に28万6,000人でしたが、30年後の2045年におきましては19万7,000人となり、全体で8万9,000人の大幅な減少を見込んでいるところでございます。今後も生産年齢人口の減少とともに高齢化率におきましてさらに増加することが見込まれてございます。

次に、入院医療需要の推計でございます。2025年までにかけまして入院医療需要が減少してまいります、2035年までには微増で推移をいたしまして、その後減少傾向となることを想定してございます。その間、高度急性期につきましては減少し、急性期はほぼ横ばい、回復期は

1.2倍程度に増加をし、慢性期は7割程度まで減少することを見込んでおる現状でございます。

次に、大崎地域全体での目指す姿になります。

持続可能な医療提供体制を確保するために、限られた医療資源において個々の努力と相互協力のもとに次に掲げます3つの項目の実現を目指してまいりたいと考えてございます。

まず1点目、役割・機能の最適化と連携の強化といたしましては、急性期機能を大崎市民病院へ集約をし、周辺の医療機関はその後方支援機能を担うということで、改めて大崎地域の医療機関全体で役割機能の見直しを行うということがまず1つ。

1つの病院で治療を完結するのではなく、大崎地域全体で患者を支えます地域完結型医療に向けた体制を整備していくということ。

夜間の医療機能を基幹病院へ集約をし、3次救急と初期救急の機能分担と連携強化を図ること。

以上3点でございます。

次に、医師・看護師等の確保と働き方改革への対応といたしましては、医療機能の集約に合わせて、タスクシフト・タスクシェアを推進いたしまして、宿日直体制や交代制勤務など地域全体で連携をし、最適・効率的な勤務形態の在り方を検討推進するということが1点目。

医療従事者の教育・研修環境の構築と大崎地域内への医師・看護師等の派遣拠点としての機能を整備をし、地域全体の医療の質向上に資するということ。

多様な働き方に対応できますようにICTの活用を積極的に進めるということ。

以上3点でございます。

次に、新興感染症の感染拡大時に備えた機能・設備の充実といたしまして、感染拡大時に転用しやすい病床や、施設・設備を平時から整備すること。

大崎地域全体で感染者の療養や感染拡大防止に関する連携・役割分担を行い、有事に適切な対応を行いますよう、平時から医療の資質向上に努めるということの以上の2点でございます。

次に、取組事項でございます。

申し上げました目指す姿のこの実現に向けまして、関係する医療機関において連携協約を定めまして、相互の役割分担に取り組んでまいりたいと考えてございます。大きく7つございます。

まず1点目でございます。機能分化・連携強化でございます。大崎市民病院の本院が基幹病院として急性期医療を担い、大崎市民病院の各分院、公立加美病院、涌谷町国民健康保険病院、美里の町立南郷病院、これらが回復期・慢性期機能を担うことといたします。また、専門医の

不足する診療科につきましては、機能集約と役割分担を基本に郡市医師会とも連携を図りながら、適切な体制構築に努めてまいります。

次に、夜間における診療体制の整備でございます。医師の労働時間上限、令和6年度からなりますが、医師の労働時間上限適用に伴い、各公立病院において夜間の救急搬送に対応する人員体制を維持することが困難となっていくことが今後想定されますことから、平日夜間診療は初期救急を翌朝まで延長することも視野に入れまして、高次救急を含めて大崎市民病院に集約をしてまいります。また、夜間を含む休日の救急診療につきましては、輪番制の運営状況を踏まえまして、郡市医師会と協議の上、その体制の確保に努めてまいります。

次に、職員派遣の実施と教育・研修体制の充実でございます。医療従事者の都市部への偏在化は昨今大きな課題となっておりまして、特に不採算医療地区病院に当たる構成病院におきましては、医療従事者の確保が非常に今困難な状況となっております。原則として今後も各病院におきまして、継続的に常勤医の確保に努めることといたしますが、民間医療機関も含めまして地域で不足いたします医療、専門的な医療を提供するための医師・看護師等におきましては、基幹病院から基幹病院以外の病院へ派遣することといたします。また、医療従事者の教育・研修体制の充実を図り、大崎地域における医療人材のスキルアップを目指してまいります。

次に、遠隔診療・ICT等の活用でございます。医療従事者の確保が難しい構成病院においても必要な機能を維持できますよう、遠隔診療に必要な設備を整備し活用を推進してまいります。構成病院におきましては、基幹病院での遠隔診療の設備整備を踏まえまして、地域の実情とニーズを把握、研究しながら設備導入を検討し、最適な運用を目指してまいります。

次に、医療資源の共有でございます。基幹病院に導入済みの高度医療機器、専門的検査を実施する医療機器等、積極的に共同利用するとともに、構成病院において利用者が見込めず採算性に課題がある医療機器の廃止を含めた検討を行いまして、購入費、メンテナンスコストの縮減に努めてまいります。

次に、新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組でございます。今般の新型コロナウイルス感染症への対応におきましては、大崎地域内の自治体及び公立病院が宮城県大崎保健所と連携をし、病床確保や入院患者の受入れ、発熱外来の設置やPCR検査、ワクチン接種等に取り組んでまいりました。今後の新興感染症の感染拡大に備えまして、医療機関でさらなる連携強化及び明確な役割分担を行い、平時から体制を整備しておくことが重要と考えてございます。構成病院は感染症の症状が軽症または基幹病院での治療後に症状が比較的落ちついた患者につきましては、基幹病院と連携をして病床確保を含めた受入れ体制を整備し、感染症拡大時

には基幹病院との連携協力体制をさらに強固なものとし、適切に医療を提供してまいります。

次に、経営の効率化でございます。医療の質の向上等による収入の確保、医薬品費、医療材料費等の経費節減に今後も積極的に取り組んでまいります。また、各病院が担っております役割・機能を確保しつつ、一般会計等からの所定の繰出しのもと、経営強化プランの計画期間中におきましては、経常収支の黒字化を目指してまいります。

続きまして、地域医療連携の拠点となる施設の整備についてでございます。

地域医療連携の拠点となります施設につきましては、大崎市民病院の一部として整備することといたしまして、令和8年度中の開始を目指してまいります。施設の規模は地上3階建てを想定をし、夜間急患センター及び感染症対応スペースに加えまして、大崎地域内の医療従事者が共同で利用できる研修室、講義室、実習室等を整備してまいります。

整備するための財源につきましては、病院事業債を充てることを想定してございます。この条件を満たした場合には病院事業債の対象として、元利償還金の40%が普通交付税で措置されることとなりますことから、施設整備費の負担軽減に向けまして、国や宮城県と引き続き調整を図ってまいります。

夜間急患センターにつきましては19時15分から22時までにつきましては、現状と同様に郡市医師会、薬剤師会、大学病院等からの派遣による運営を関係機関と協議を進めてまいります。22時以降につきましては、大崎市民病院において、救命救急センターとの役割分担・連携のもとで運営することも今後検討してまいります。

運営費の一部負担等につきましては、現行の救命救急センター及び夜間急患センターの例を参考に、引き続き協議を進めてまいります。

次に、慢性期医療の整理と地域完結型の医療・介護提供体制の構築についてでございます。

慢性期病床である療養病床を有してございます病院や類似の医療提供を行っている病院を中心に、当該病床の整理を検討いたしまして、公立病院のみならず民間等との機能分担も必要と考えられてございます。将来的に大崎地域が地域完結型の医療・介護提供体制を構築するためには、医療と介護、さらには在宅医療との連携体制の充実を図る必要がありますことから、自治体内・自治体間はもちろんのこと、民間事業者や施設利用者等との意見も聞きながら、引き続き協議・検討を進めてまいります。

次に、新たな連携協約の締結でございます。

大崎地域を構成いたします1市4町におきまして、令和4年1月27日に定住自立圏の形成に関する協定書を既に締結し、魅力あふれる定住自立圏の形成を図っている現状でございます。

医療機能の充実を図るための取組内容といたしましては、圏域内の医療を確保するため、大崎市民病院を中心とした圏域内の医療機能を充実し、医療機関のネットワークを確立することを定め、大崎定住自立圏共生ビジョンにおきまして、各事業に取り組んでいる現状でございます。大崎地域におけます持続可能な医療提供体制の実現に向けましては、その実現の実効性を確保するために、相互の役割分担等を定め、新たに自治体間で連携協約を締結した上で今後進めてまいります。

次に、スケジュールでございます。

大崎地域1市4町の各自治体におきまして、医療提供体制の確保に関する施策を今後推進していくに当たりまして、令和5年度の第2四半期までに議会での連携協約の議決を経ることが必要となっておりまして、来月開会の議会9月会議に連携協約案を議案として提案する予定で現在準備を進めてございます。あわせて公立病院経営強化プランの検討も行い、令和5年度内のプラン策定を目指してまいります。地域医療連携の拠点となる施設の令和8年度の開所に向けまして、財政面において最大限有利な措置を受けるために必須となります機能分化・連携強化計画につきまして、今年度、令和5年度の第2四半期を目標に策定をしてまいります。

最後にお配りしておりました資料といたしまして、現段階の連携協約案をお示ししてございます。ただいま御説明申し上げましたあるべき姿、進むべき方向性を実現可能なものとするために連携協約を締結し、今後進めてまいりたいというふうに考えてございます。なお、この連携協約案につきましては、来週8月29日に開催予定の調整協議会におきまして、最終協議を経ることになっておりますことを申し添えさせていただきます。

大崎市の医療提供体制の確保に係る連携協約案につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君）　ありがとうございます。それでは説明をいただきましたので、皆さんのほうから御意見、質問等、何かございませんでしょうか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君）　3点ほど伺いいたします。

まず初めになんですけれども、資料1の3のところにあります地域医療計画の概要に関して、こちらのほう医療圏ごとに各医療機能の将来の必要量を含めということでお話しされている内容があります。この医療圏ごとということで、次のページにあります6の役割機能の最適化と連携の強化というところ並びに7の取組事項、機能分化、連携強化というところとして、全体的に医療圏の中で連携して行っていくというお話をされています。美里町としての今後石巻の日本赤十字病院との関係性、必要量というかそういったものを踏まえていく場合に、そういっ

たところはどうなっていくのかお伺いします。

○副議長（村松秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） ただいまの御質問にお答えをいたします。今回御説明、今長く御説明させていただきました内容につきましては、今回大崎地域の1市4町におけます計画の詳細、今後のあるべき姿ということで御説明申し上げました。議員御指摘の現在石巻のほうも美里町関係がございます。こちらも例えば新たな展開、何かが変わるということではなくて、石巻圏域につきましてお世話になっている分につきましては、今後も継続して進めていくということで今認識をしてございます。今石巻のほうと何か検討していくとか協議をするという場面は今ございませんので、継続して大崎と石巻を圏域とは言っても両方の圏域を想定しながら、今後も引き続き進めていくというような考え方でございます。

○副議長（村松秀雄君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

2つ目として3ページにあります地域医療連携の拠点となる施設の整備、そちらのほうなんですけれども、大崎市民病院の一部として整備するということで場所の確保として大崎市民病院の敷地内という意味なのか、それとも他の市町村であっても大崎市民病院の一部という取扱いで場所の確保されているのか、また3,000平方メートル程度という延床面積なんですけれども想定される金額規模というのは出ているのかお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） お待たせしてすみませんでした。1点目の建設の施設の予定箇所でございますが、大崎市民病院の駐車場広くございますけれども、病院の前を、前といいますか何だろう、南側、あそこのところの要は大崎市の土地になると思うんですが、そこを想定してございます。

それから2点目の具体的なシミュレーションの金額、非常に我々も気にはなるんですが、今具体的な金額がまだ出てございませんで、実は明日、先ほど8月29日に調整協議会ありますと申し上げましたが、その前、明日、いわゆる自治体と病院部会の検討部会が明日開催の予定でございます。そこで粗い数字になるかもしれませんが、少し数字が出てくるのかなと思います。が、まだちょっと細かい数字まで今、示されてございませんで、そういう中身でございます。

○副議長（村松秀雄君） 伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） ありがとうございます。

3点目になります。

資料の2のほうになります。別表第2条関係のところの医療資源の共有というところでの構成病院のところ、病院間で医療情報及び医療機器等を共有しという中身、こちらのほう資料1のほうの7の(5)ですか、医療資源の共有というところとリンクした内容でなっているかと思うんですが、この共有するというところの内容、もう少し具体的に説明をいただきたいんですけれども、お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） まだ文言でこのぐらいの部分で具体的な部分についてはあまり協議は進んでおりません、正直言いまして。ある程度大崎市民病院の大きな高額な医療機器等、そちらについて各医療機関から利用のお願いというか患者さんの紹介だったり、そういうことで使うというような多分イメージで今のところはおります。

あといろんな診療材料とかの購入部分についても協議をしまして、全体で、大崎圏域全体で発注をかけて、それである程度単価を引下げをして、各病院に納入するというような話合いも今されております。まだ具体的にいろいろ進んでいるわけではないんですが、行く行く将来的にはそういうことも視野に入れているというようなところでございます。

○副議長（村松秀雄君） ほかがございませんでしょうか。もう一回やっていいから。佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 地域で医療提供体制の確保ということは非常にいいことだと思うんですが、その中で現在の南郷病院とこういう連携協定をした中で非常にいいことを書いておりますけれども、どのように変わる点とかございましたらお願いします。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 連携協約を結んで南郷病院がどう変わるかというところなんですが、基本的には日中の外来診療だったり救急告示病院としての救急患者の受入れ等については、現在と変わる予定はございません。ただし夜間の診療につきまして、医師の働き方改革によりまして、労働時間の制約が出てくることから夜間については、大崎市の新しくできます夜間急患センターに患者さんを集約するようになると思うので、南郷病院以外の涌谷とか公立加美病院もなんですが、全部夜間についてはそちらのほうに集約するような形になってくると思われます。

○副議長（村松秀雄君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それと大分南郷病院で医師の確保とか、大変その辺の内容が協定の職員の派遣とか書いているんですけれども、その辺は現状よりこの文面ですとやりやすくなるのかなと思うんですけれども、その辺の状況はいかがなもんですかね。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 現状、医師の派遣につきましては大学病院の医局のほうから派遣をいただいているような状況にあります。常勤医は2人しかいないものですから、今の現状ではほとんど大学病院からの派遣に頼っているような状況であります。今後はこの連携協約を結ぶことによりまして、医師の派遣を大崎市民病院にお願いしたりとか看護師、あとコメディカルと言われているレントゲン技師であったり、検査技師だったりというような部分についても派遣ができるような形になってくると思われまます。

○副議長（村松秀雄君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それと今度建設する救急センターの建設は、大崎市民病院の南側というふうなことでございますが、これはあくまでも大崎市で建設してその分の負担を美里町ですのかその辺の内容をお願いしたいと思います。

○副議長（村松秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 佐野議員おっしゃるとおりで、大崎市さんのほうで建設したものを各大崎圏域の市町で負担をしていくというふうな流れでございます。

○副議長（村松秀雄君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） それと、この連携するいろいろな項目あるもんですから、事務局というのはどこかに設置して進めなくちゃ、これはどこに設置するというか、事務局を設置するのかその辺お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） お答えいたします。現在大崎市の担当課、健康推進課のほうで事務局を担っておりますが、内容が内容でございますので、大崎市民病院の担当課のほうと、要は大崎市のほうで連携を取りながら事務局として進めているというところでございます。

○副議長（村松秀雄君） 佐野議員。

○11番（佐野善弘君） 本町の担当は、今、課長のところの担当ということでよろしいですか。

○副議長（村松秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 医療ということでございますので、私のほう、ただ内容が町立南郷病院入ってございますので、病院のほうとも一緒になって今進めているというところでございます。

○副議長（村松秀雄君） ほかがございませんでしょうか。山岸議員。

○4番（山岸三男君） お尋ねします。一番はこの地域医療連携の拠点となる施設の整備で各議

員からも質問出ています。それで拠点施設ということで、今はもう既に市民病院が拠点施設なんだろうなと私は思っているんですけども、今回3階建てで恐らくまた相当の建設費がかかると思うんです。その一部が当然各市町村の1市4町の負担割合みたいなので負担がなると思いますが、拠点施設を新たに3,000平米の建物を建てるというのは、今の現状の市民病院のほかにも今1市4町で連携している中で、要するに施設が手狭だとかあるいは何か支障が出ているので拡大しなくちゃいけないという目的なのか、最大の目的はどういうことなのか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 現在、旧大崎市民病院跡地に大崎市の夜間急患センターがあります。あれを要は本院のほうに移転をして、あれの機能を要は担うというような形になる予定でございます。そしてメリットの部分につきましては、夜間の1次診療を、要は大崎市民病院の本院の中でできること、その中でもしも重篤な患者がいればすぐに救命救急センターへ送れると、同じ敷地内で完結するというようなところが一番のメリットだと考えております。

○副議長（村松秀雄君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） そうすると今、旧市民病院の跡が今まだあそこも救急になっていますね。（「夜間、夜間」の声あり）あれは夜間専門（「うん」の声あり）専門というか夜間だけの対応で、あと今新しくできたほうは今度造るのは日中の救急に対応して今もやっているんですけども、今もやっているんですけども新たに建物で敷地内での完結するという目的での新たな施設を造るということでよろしいですかね。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 休日の部分につきましては休日当番医だったりの先生たちもおりますので、休日部分については多分そちらのほうの対応がメインになるのかなと思われます。夜間については今は医師会の先生たちが担っていたりするので、それが医師会の先生たちも高齢になってきて大変になってくるので、今度そちらの市民病院の本院の敷地内に新たに医療資源を集中して対応していこうというような話で進んでおります。

○副議長（村松秀雄君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） 当然3階の大きな建物の中ですけども、従事する先生も当然増やさないと対応できないと思うんですけども、そういうのもこれから協議されると思うんですけども、どの程度まで考えているのか。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） まだちょっと協議中ではございますが、大学病院の先生たちももちろんそちらのほうに派遣をいただくことになりますし、大崎市民病院の先生たち、あとは医師会の先生たちもそちらにあわせて入って医療資源をそこに集中させるというような方向で今動いております。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） まず最初に1点確認させてもらいます。同僚議員の今の質問に対して回答から聞きますと、拠点の意味合いが違ってきているんですよ。今の説明ですとあくまでこの夜間急患センターを造るのがメインの話に聞こえてしまうんですよ。今回違いますよね。支援のほうの拠点として新たなものを建ててそこに救命、この夜間のほうも夜間急患センターのほう持ってくるという話ですよ。どっちメインだか分からなくなっているの、そこをはっきりしてください。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 確かに柳田議員おっしゃるとおりでございますが、側面から言いますと両方というような形では今考えております。ある程度感染症の集中して対応するスペースだったり、またあと研修室だったりドクターとか看護師とかの研修できるような施設も一緒に造っていく予定ですので、そこを拠点施設というような形にして考えて、その1階スペースに夜間急患センターだったりということ設けるというような構想になっているようでございます。

○副議長（村松秀雄君） 柳田議員。

○5番（柳田政喜君） だから本来は拠点というのは、今回の地域の連携のための拠点、それがメインの今回説明ですよ。その上でそういう部分を持たせるという話でメインが変わっているんで、さっきの説明ですと古いのをこっちに入れさせるような話になっていますんで、そのところは聞く人が聞き間違えてしまいますので、その辺明確にちゃんと説明していただきたい部分と、それとあとそれはいいです、お聞きしましたから。

それで医師確保に関する部分なんですけれども、先ほど事務長のほうから将来的にはそちらのほうから派遣される部分がメインになっていくという話でしたけれども、全国的にも医師不足としていろいろ問題になっている部分がございます。そういった中南郷病院のほうで今までずっと長年の付き合いで努力してきた上で確保できている状況にあります。それがやはり系統も違うでしょうし、今後そういう派遣のほうに手を打っていった場合、最終的にうちのほうの事情をどこまで加味してもらえるか分からない部分も出てくると思うんですね。そうしていき

ますと、やはりなかなか従事者医療体制が取れないということにもなってくると思います。ですからきちっと南郷病院としても医師確保、自前での体制をきちっと維持できる形は取ってしてもらわないと困ると思うんですね。その辺どのように考えているかお願いします。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） 医師確保につきましては、現状の大学からの派遣は継続してもらう予定にはしております。行く行く医局からの医師を全部大学病院との協議もありますが、大崎市民病院に派遣をしてそのドクターを各公立病院に分配じゃないですけども、配置するというような構想もあることはあります。ただある程度医局とのつながりがうちのほうは長いんですので、もちろんそちらのラインも生かしながら運営はしていきたいなと思っております。

○副議長（村松秀雄君） ほかがございませんでしょうか。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） すみません、もう1点だけお願いいたします。大崎定住化自立共生ビジョンというのは前にお話しいただいている中で、そちらの中とリンクして今回の医療体制等があると思います。その中での地域公共交通、こちらのほうの中でも圏域内の住民の通勤通学、通院、買物等というふうには内容としてはそちらの充実を、利便性の向上とかを図っていきますよというふうなことが書かれています。

今回医療体制を整えるに当たって、これもやはりきちんと同時進行で通院ということを考えながら行われていくようになっていくか。どうしても病院先行してしまうとまたそういったアクセス問題がまた出てくるのかなと思いましたので、そちらのほうはどのような形でお話されているかお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 病院事務長。

○町立南郷病院事務長（日野 剛君） それでは私のほうからちょっと答えさせていただきます。実際交通問題、足の問題が最大の課題になってくるのかなということで、部会の中でも協議をされております。夜間、タクシーがなくなるような時間帯に患者さんがもしも具合悪くなって大崎市民のほうにまで行くというような状況が発生する可能性もあります。その部分につきましては各タクシー会社等に委託契約だったりするというような話も今されていて、今後検討していくというようなことで話をしております。あとは広域からの救急車の払下げをすることか、そういった部分も部会の中ではちょっと話が出ていますが、まだ具体にはちょっとになっておりませんが、足の課題が一番大きいというところは、協議はしております。

○副議長（村松秀雄君） ありがとうございます。ほかございませんか。藤田議員。

○7番（藤田洋一君） それではこれまで説明を受けた中で、この構想的には私もすばらしいなというふうに思っておりますけれども、現在、我が町の公立病院、唯一の公立病院でありますけれども、地域医療とそれから回復、慢性ということで、さらには生活習慣病、ここにありますけれども1ページですか、プライマリケア、何でも相談できる医療体制、そういうものに大変優れておりまして、町民は、住民は本当に町に病院あっていいなと、これまで思っていたところだというふうに思いますけれども、この計画によると回復期、慢性期のそれに沿った病院になるというふうな感じもしないでもない。そうすると南郷病院の公立病院の実際これまであったものがだんだん病院としての住民から見れば、広域で大きな病院もどんどん何でも連絡つけるようになっていきますけれども、多少不安を感じていくんじゃないかなというふうに感じられますが、その辺については町長さんどうですか。

○副議長（村松秀雄君） 町長。

○町長（相澤清一君） 議員が心配な点は分かりました。しかしながら、今までと南郷病院の考え方、また運営は同じでございます。ただ、これからより充実して大崎市の市民病院を中心としたあたりの病院はマグネット方式みたいな形で、足りない部分は補っていくというような形でありますので、決して今までの医療をおろそかにしたり、それは懸念をされるような心配はないということで、これからも大崎市を拠点とした形で我々もいろんな公立病院ありますけれども、その会議の中でもその辺は十分にしっかりと話していきたいなと思っておりますし、これまでどおり皆さんの特に南郷地区の皆さんの不安を解消するようなことをしっかりと対応してまいりますので、御心配なさらないで結構でございます。

○副議長（村松秀雄君） 藤田議員。

○7番（藤田洋一君） 今のところでは心配ないように努力をされていくということで、町長の力強い今お話を聞きましたけれども、2ページの5番目の栗原の関係ですね。ここに参考資料に載っていますけれども、慢性病棟になると何年後には何ですか、7割程度に減少していくんだと。そうするとその南郷病院のそのものが経営上どうなっていくんだろうと、そういうことも考えると今さっき質問して、聞いたところがどうなっていくんだろうと心配もあるというふうに思いますので、そうするとやはり高齢者だけ残るんですけれども、若い人がここには病院もなくなる、不便だから大崎のほうに引っ越すとかだんだん定住者もいなくなるんじゃないかという心配もされるような気がするんですが。そんなことはないと思いますけれども、いかがですかね。

○副議長（村松秀雄君） 町長。

○町長（相澤清一君） 懸念されていることは十分に分かります。しかしながら、今後の人口減少の推移を考えると当然、そのように7割ぐらい減少するというような方向づけがありますので、そういう面ではこれが拠点病院として大崎が拠点病院としてできた場合、これが機能した場合、当然人口減少、また医療体制のいろんな形が変わってくることも当然あります。ですからその協議会の中で、その辺は毎年度毎年度しっかりとその状況を見ながら、今後に向けた10年後20年後に向けた、また再構築、そういうことは当然あると思います。ですから涌谷でも加美でも南郷地区でも病院数のベッドの減少、また何か特別なことがあれば、やはりそれに付随したいろんな医療体制の変化、そういうことは当然あると思いますけれども、基本的にはやはり我々は自治体病院、南郷地域のことを優先的に住民の皆様の健康のことを一番考えますので、そういう面はしっかりと形は整えていきたいなと、そのように思っています。

○副議長（村松秀雄君） ほかがございますか。（「なし」の声あり）

御苦労さまでした。ではないということで、次に参ります。

次の職員の方交代しますので、暫時休憩をいたします。

午前10時51分 休憩

午前10時54分 再開

○副議長（村松秀雄君） それでは再開をいたします。

4番目、予防接種健康被害の認定についてに入ります。それでは総務課長、お願いします。

○総務課長（佐野 仁君） 4点目でございます。

予防接種健康被害の認定について、担当課の職員を紹介させていただきます。

健康福祉課課長、渡辺克也でございます。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 渡辺です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課課長補佐、日野とも子でございます。

○健康福祉課課長補佐（日野とも子君） 日野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） 健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事、菅山優太でございます。

○健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） 菅山です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐野 仁君） それでは個人情報入りました資料を配付して説明させていただきたいと思うんですけれども、配付してよろしいでしょうか。

○副議長（村松秀雄君） 個人情報が入った資料を配付するということでございますので、非公開でしたいと、この部分だけね。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では資料のほうは回収しますので、前回同様お願いいたします。

資料いきましたか。（「はい」の声あり）

それでは説明お願いいたします。

○健康福祉課長（渡辺克也君） 健康福祉課長の渡辺です。私から御説明を申し上げます。

本町では、これまで新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた町民の方から予防接種法に基づきます健康被害救済制度における給付の請求につきまして、3件受け付けてございます。このたびそのうちの1件につきまして、厚生労働大臣から認定の通知がありましたので、これまでの経過と今後の対応につきまして御説明を申し上げたいと思います。

被接種者の方の概要及び請求までの経過につきましては、今お配りしております資料となりますので、御覧をいただきたいと思います。

初めに健康被害救済制度の概要について、簡単に御説明申し上げます。健康被害救済制度につきましては、予防接種の副反応におけます健康被害をなくすということとはできないことから、予防接種法に基づきます予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合に、市町村による給付を行うというものでございます。

まず、健康被害を受けられた本人またはその御家族の方が予防接種を受けたときに住民登録をしていた市町村に請求を行うこととなります。請求を受けました市町村におきましては、予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その請求内容について不足がないかなどの調査を行います。調査終了後、都道府県を通じまして厚生労働大臣へ進達する流れになります。進達された内容につきましては、国の疾病障害認定審査会において、予防接種と健康被害の因果関係につきまして審査がなされ、審査会の審査の結果を受けまして、厚生労働大臣が健康被害について認定あるいは否認の決定をすることとなります。

厚生労働大臣が決定した内容につきましては都道府県を通じて市町村へ通知がされまして、市町村はその内容を下に申請者への通知及び給付を行うという流れになります。

以上が健康被害救済制度の概要となります。

次に、本件につきまして経過を御説明申し上げます。昨年令和4年4月1日、被接種者の御家族から健康被害救済制度についての相談がございました。令和4年7月22日、被接種者の御家族から申請書類一式が町のほうに提出されまして、受付けをしております。

令和4年8月26日、美里町予防接種健康被害調査委員会を開催いたしまして、その申請内容について調査及び審議を行って、翌月の9月6日、宮城県へ進達をしてございます。

令和5年7月24日、宮城県からの通知文書收受、町のほうで收受をいたしまして、本県が認定されたことを確認いたしましたことから、8月17日、被接種者本人に対しまして、この審査結果及び給付の手續につきまして、文書で通知をしたところでございます。

以上が本日までの経過となります。

次に、今後の対応について御説明を申し上げます。現在、被接種者に対しまして振込先についての確認の作業を行ってございます。確認が出来次第、速やかに予防接種健康被害給付金のほうを支給してまいりたいと考えてございます。なお、給付金を支給するに当たりましての予算措置につきましては、給付金の性質上、速やかに給付を行うことが望ましいと考えておりまして、予備費流用にて予算措置をさせていただいてございます。

本来であれば補正予算案を提出いたしまして、議員皆様の御審議をいただくところではございますが、健康被害の救済制度であり速やかに給付すべきものと判断をしておりますこと、御理解をいただければと思います。

私からの説明につきましては以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 以上説明いただきました。質問質疑は。山岸議員。

○4番（山岸三男君） この給付の種類という中で医療費及び医療手当、給付額がこの金額になっていますけれども、これは本人が医療機関に支払った金額なのか保険が効いた金額なのか。同時に、これ予防接種被害の認定を受けたことによって、これ被害の補償という意味は入っているのか入っていないのか、その辺お願いします。

○副議長（村松秀雄君） 菅山主事。

○健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。まず給付の種類というところでの御質問でございますが、まず医療費というものは、こちらはいわゆる病院の窓口で御本人が負担された医療費の実額になってございます。ただし、診療に直接関係する費用のみでございまして、治療に直接関わらない文書料等は含まれないものとなっております。本件に関しましてはこちらが2万710円、こちらが医療費相当額でございまして、続きまして医療手当でございまして、こちらは予防接種法施行令に定められておりまして、一月当たりの通院、入院日数によって定められた金額が月額として支給されるものでございます。通院であれば3日、入院であれば8日を境に金額が変わるといったものでございますが、本件に関しましては医療手当が3万7,000円でございます。先ほど

の医療費と合わせまして5万7,710円が給付の対象となるというところでございます。

また、補償というのが含まれるかという部分につきましては、この医療手当の部分がいわゆるそういったものに該当するものというところで考えてございます。

以上です。

○副議長（村松秀雄君） 山岸議員。

○4番（山岸三男君） この経過等が症状が発生してから令和4年の4月23日接種してから、それでこの申請があつてから今回でほぼ1年かかっているわけですね。かなり長い、本人はこの期間、病院に何度も通院されて一定の回復にはなったと思うんですけども、どうしても申請してから、出るまでのこの期間というのはどうしてもこれだけの日数かかるのはこれはやはりやむを得ないということによろしいのか。もう少しスピーディーな対応はできないのかということ、その辺のところだけはちょっと教えていただきたい。

○副議長（村松秀雄君） 菅山主事。

○健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） ただいまの御質問にお答えいたします。こちら救済の結果が出るまでの期間が長いというところでございますが、国の審査状況といたしまして今確認しております最新の8月2日の時点のものでございますが、こちらのこの国の審査会の累計の受理件数、このコロナの健康被害に関しまして累計が8,455件申請が国のほうに上がっているという状況でございまして、8月2日開催の委員会までで認定されたものが3,772件、否認されたものが549件、一度審査にかかりましたが現在保留となっているものが93件ございます。ここを差し引きしますと一度も審査にかかっていない件数がまだ4,134件審査待ちとして上がっているというような状況がまずございます。

続きましてこの審査の進捗でございますが、この審査が始まった当初、1か月に一度審査会が開催されておりましたが、一度の審査件数が大体70から90件程度でございました。これが進んでくるに連れて、やはり受理件数がどんどん積み上がってきまして、報道等でも時間がかかっているというものが少しずつ出てきたところでございますが、今国のほうでもかなり審査のペースを上げておりまして、月に3回審査を行っておりまして、7月で言えば539件審査が進んでいるというところでございます。その他コロナのワクチン以外の予防接種の審査というものは1回当たり5件から10件程度しか大体出ませんので、それと比べればかなり多いかなというところを皆さんにもお分かりいただけるかと思いますが、国のほうでもかなり審査のペースは上げてきていただいております。

またその審査にかかる時間につきましては、この申請の内容につきましても大幅に変わりま

す。本件に関しましては、コロナワクチンでいわゆる起きやすいと言われる副反応に該当するものでありますので、その中でも早めに審査していただいたものと考えております。当然これ
がその病気が重いものであったりですとか死亡や傷害といった案件になれば、さらに慎重な審
査を要しますので、より時間がかかるというところがございますので、私ども町のほうでも町
民の方から申請があった際には、この先で時間がかかることも考えまして、できるだけ速やか
に進達できるようにというところでも取り組んでいるところがございますので、この辺は御理解
いただきたいと思います。（「理解できました」の声あり）

○副議長（村松秀雄君） 吉田議員。

○3番（吉田二郎君） ちょっと確認になりますけれども、申請があつて2021年の4月23日にこ
の方が職場で第1回目のワクチン接種しまして、2回目が1か月もたたない5月14日に私の確
認では1回予防接種を受けたとか何か月間とか間を置くものだというイメージで言ったんです
けれども、これ本人希望でこういうふうに1か月足らずでワクチン接種をされたのか、これち
よっと何か……。

○副議長（村松秀雄君） 菅山主事。

○健康福祉課新型コロナウイルス感染症対策室主事（菅山優太君） お答えいたします。コロナ
ワクチン、これ初回接種でございますので1回目接種してから2回目接種の通常の間隔が3週
間、21日の間隔でございますので、1回目が4月23日ですので、5月14日だとちょうど21日目、
3週間となりますので、通常の間隔での接種となっております。

○3番（吉田二郎君） すみません、分かりました。3週間以上たてば2回目もいいということ
ですね。分かりました。

○副議長（村松秀雄君） 吉田議員、続けないで一つ一つやりましょう。吉田議員どうぞ。

○3番（吉田二郎君） ごめんなさい。先ほど山岸議員もお聞きしましたけれども、この方申請
されてから1年弱、認定もらうまでですね。それで先ほど説明6件ほどあるというように、私
の耳で聞いたんですけども、あと5件というのもやはりこのように認定審査会で受けて出して
いるんでしょうか。

○副議長（村松秀雄君） 吉田議員、この方以外のやつは今日関係ありませんので……。

○3番（吉田二郎君） 取り消します。いいです。分かりました。

○副議長（村松秀雄君） お願いします。ほかございますか。（「ありません」の声あり）

なければ、これ回収をいたしますので菅山君お願いします。

以上で、町長からの説明及び意見を求める事項については、これで終了させていただきます。

執行部の皆さん御苦勞さまでした。ありがとうございます。（「御苦勞さまでした」の声あり）

暫時休憩をいたします。

次、その他に入りますので御準備ください。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 11 分 再開

○副議長（村松秀雄君） では再開をいたします。

農林業系汚染廃棄物の焼却処理については、資料の配付、差し替えた資料の配付のみとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、4、その他に入ります。実は11月と1月、来年1月、昨年も行きましたけれども、議員アカデミー、こちらのほうに派遣をしたいということで決まっております。ただ今年度の参加枠が各常任委員会から3名ずつでございます。それで、今のところ11月のメニューしか来ておりませんが、このことについて事務局から説明をいたさせます。（「説明ないです」の声あり）説明ないということです。常任委員会で11月、メニューは11月しか分らないです。決まっています。1月はまだメニューは未定です。内容はね。

それで、よければ11月におのおの常任委員会が3人ずつ選考いただいて、これ9月には出さなきゃいけないので事務局に連絡していただければありがたいということでございます。（「3名、4名」「明日」の声あり）今日資料行っていますよね。市町村議会議員特別セミナーということで11月の1日2日、2日間ということです。（「次」の声あり）

よろしいですね。各常任委員会の委員長さんよろしくお願いいたします。できれば11月に行ってください。早めのほうにね。

それでは事務局のほうからお願いいたします。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） まず対がん協会から毎年なんですが賛助金のお願いをされております。今年度もお一人1,000円、13人で1万3,000円を議積みのほうから支出してよろしいかお諮りをお願いいたします。

○副議長（村松秀雄君） 対がん協会の賛助金、例年のとおり議積みのほうから各1,000円、人数分出していただきたいということですが、これでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは決定いたしました。そういうことにいたします。あとは。

○議会事務局長（佐藤俊幸君） それから今度9月会議のほうに議会として補正予算を提出する

予定とさせていただきたいと考えております。資料のほうをお渡ししてございます。補正予算の概要ということで、補正額は9万8,000円、9万8,000円を補正増としたいのですが、この中身につきまして議員人件費の4節共済費、こちらに不足、年間不足が出るのが判明してございます。不足の原因につきましては、議会議員共済費給付費負担金というものを毎年納めているんですが、今回その予算を計上する際の計算を誤ってございまして、本来26万円という金額に対して分担率31.5というものを掛けた金額が必要なんでございますが、こちら議員報酬の金額25万8,000円で計算したために、若干足りなくなっておりますということで9万7,400円、補正額にして9万8,000円を増額をさせていただきたいということで、補正案のほうを提出する予定でございます。よろしくお願いいたします。（「はい」の声あり）

○副議長（村松秀雄君） 今、説明のとおりでございます。よろしいですね。（「はい」の声あり）ありがとうございました。

以上であります。その他で。伊藤議員。

○6番（伊藤牧世君） 後期高齢の報告をさせていただきたいと思います。令和5年第2回宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告として、7月24日に議会全員協議会が行われ、また8月4日に第2回会議が行われました。

定例会議においては令和4年度一般会計決算及び特別会計の決算の認定、令和5年度一般会計補正予算特別会計補正予算、副広域連合長の選任の同意、監査委員の同意の5つの議案と選挙管理委員及び補充員の選挙が行われ、それぞれ原案どおり承認、可決、認定いたしました。一般質問についてはけやきの会以外の3グループの3名が行い反対討論が2件ありました。

4年度決算における本町の状況としても、また県内の市町村別健康診査受診状況や保健事業、健康啓発事業、市町村助成事業等の事業の成果も報告されています。詳しくはこちらの議員控室の議会図書にある広域連合議会ファイルで御確認いただきたいと思います。

以上で宮城県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。（「御苦労さん」の声あり）

○副議長（村松秀雄君） どうもお疲れさまでございました。ないですね。（「閉会の挨拶」「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして全員協議会を終了いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございます。

午前11時17分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年8月21日

美里町議会副議長